

地方税源の確保、充実と税収格差の是正について (地方税制小委員会 取りまとめ)

平成19年5月18日
全国知事会 地方税制小委員会

これからの地方分権改革においては、我が国が少子・高齢化の進行と本格的な人口減少時代の到来、経済のグローバル化などの歴史的な転換期にあることから、人々が自立し、または自立を目指しながら、互助の精神で支え合い、安心して暮らすことのできる「自立と支え合いの地域社会」の形成を目指していかなければならない。

つまり、

地域が自立して、知恵と工夫を凝らした個性ある政策を競い合えるよう、地方団体の自主性、自立性を高めていくこと

一方で、地域間の経済、財政力格差が相当大きいという現実にも配慮し、地方団体の果たしている役割に応じた財源が確保される公正な経済社会システムを構築すること

を基本理念として進めていかなければならない。

こうしたことから、地方税制に関する以下の項目について、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2007」に反映されるとともに、政府の地方分権改革推進委員会においても、地方分権を進める立場にたって、具体的な議論を展開されるよう求めるものである。

記

国と地方の税源配分を1：1とすること

福祉・保健・医療、子育て支援、教育、警察、まちづくり、地域産業の振興など、人々の暮らしを支える公共サービスは地方団体が担っていることから、地域の実情に対応した各種施策の実施や行政サービスの提供を自主的、主体的に行うことができるようにすべきであり、その役割に見合った地方税を確保することが重要である。

このため、国・地方を通じた税制度全般の抜本的な見直しにあたっては、国と地方の最終支出の比率と租税収入の比率において生じている乖離を縮小し、地方の自立性を高めるため、地方が担う事務と責任に見合うよう、まずは国と地方の税源配分を1：1とすべきである。

地方税をはじめ、地方一般財源総額の確保、充実と偏在是正

1 三位一体改革後の状況

三位一体の改革では、国と地方の最終支出と租税収入の乖離是正の第一歩として、国から地方への3兆円の税源移譲が実現した。

しかし、税源の偏在是正の面では、個人住民税（所得割）については10%比例税率化により人口1人当たり税収の最大/最小の倍率が約3.3倍から約2.7倍に縮小（平成17年度決算に基づく総務省推計）するものの、依然として、所得水準等による地域間の税収格差が残されている。

さらに、国庫補助負担金の廃止・縮減の影響とそれに見合う税収の確保がなされたかどうか、すなわち、財政需要に対する財源の確保状況を個々の都道府県毎に検証すると、税収が多く財政力の強い団体ほど税収増が国庫補助負担金の減少額を上回る一方、税収が少なく財政力の弱い団体ほど税収増が国庫補助負担金の減少額を下回る傾向となっている。

加えて、地方交付税総額について、平成16年度から平成18年度までの3年間で約5.1兆円もの大幅削減がなされたことから、税収の増加が比較的少ない団体ほど、地方税、地方交付税を合わせた一般財源が大きく減少し、厳しい財政状況となっている。

特に、近年、大都市圏を中心とした景気回復に伴う法人二税等の増収を背景に、地域間の税収の差が拡がり、大都市圏と地方圏との財政力格差は拡大傾向にある。

2 今後の制度改革の基本方向

こうしたことを考慮すると、地方団体の財政面での自主性、自立性向上のためには、次のような考え方にたって、地方税をはじめ、地方交付税も含めた地方一般財源総額を確保、充実させるとともに、税源の偏在性が少なく、税収の安定性を備えた地方税体系を構築していくことが必要である。

(1) 地域偏在性の小さい地方消費税の充実

基幹税目である地方消費税は、清算制度を通じて、少子・高齢化社会において益々重要となる対人サービスに必要な税収を居住地に帰属させることができるだけでなく、景気動向による変動が少なく地域偏在性も小さいことから、地方消費税の充実に最優先で取り組むべきである。

(2) 偏在性の少ない地方税体系を構築するための手法の検討

また、地方消費税の充実にあわせて、地方税の応益負担や負担分任の原則、各地方団体の税源涵養インセンティブの確保等に配慮しつつ、次のような税源偏在の是正のための手法について、検討を進めていくことが必要である。

国税と地方税との税源交換

税源の偏在性の大きい地方法人関係税等の一部を国税に移し、偏在性の小さい消費税の地方税への移し替えを検討

地方交付税原資の入替え

地域偏在性が小さい税目は地方税とし、地方交付税の原資は地域偏在性の大きな税目構成となるよう原資の入替えを検討

地方法人課税における分割基準の見直し

法人の事業活動を支える行政サービス等に対する応益負担の原則を踏まえつつ、近年の社会経済情勢、法人の事業活動の実情から見て、税收帰属が適切であるかどうか検討

その際、地方法人課税の配分方法として人口割等を用いることは、企業活動の有無、大小にかかわらず配分されることになり、応益課税としての性格から適切ではなく、地方税のあるべき姿を基本として検討

地方消費税の清算基準の見直し

IT化の進展等による消費活動の多様化に対応した見直しを検討

「ふるさと納税制度」の検討

住所地以外の地方団体（「ふるさと」）に対し、財政的に貢献したいという意向を生かす仕組みを検討

その際、個人、企業が住所地以外の地方団体に寄附を行った場合、現行の寄附金税制（所得控除）を抜本的に拡充する方向で見直し、寄附金同額を国税（所得税、法人税）から税額控除する方法なども含めて検討

（３）財政調整、財源保障機能の充実

どのような税制としても、税源の地域偏在性を解消することは困難であることから、各々の地方団体の財政需要に対する財源が的確に確保されるよう、地方六団体の「地方分権の推進に関する意見書（平成 18 年 6 月 7 日）」で提言された地方共有税構想の実現等、新たな財政調整システムを構築し、財政調整、財源保障機能の充実に図ることにより、地方税、地方共有税（地方交付税）を合わせた地方一般財源総額の充実に図っていくことが必要である。